

第5章 整備基本計画

第1節 整備ゾーニングの設定

整備ゾーニングは、保存活用計画における整備地区区分を活かし、立川段丘上のⅠ地区を「**遺跡体験ゾーン**」、崖線と段丘下の低地部からなるⅡ地区を「**自然ふれあいゾーン**」、郷土博物館分室を含む史跡指定地の西に隣接するⅢ地区を「**ガイダンスゾーン**」に設定する。

また、史跡中央や南側に未公有化の土地があることから、短期と中期にわけて段階的に整備を進める。このため、遺跡体験ゾーンの東半分の取扱いは、短期整備の完了時点は暫定公開の「**交流広場ゾーン**」としながらも、他ゾーンと分断しないよう一体的な公開活用に努める。

保存活用計画に示した整備地区区分と基本的な方向性	
I 地区 （重要遺構が検出された区域）	特異な墓制と祭祀空間という集落構成のあり方が感じられるような整備。
II 地区	集落の立地環境や、縄文時代の植生や自然環境を体験できるような整備。
III 地区	史跡の維持管理や活用事業の拠点となるガイダンス施設、駐車場、便益施設等を設ける。

保存活用計画の整備地区区分	整備ゾーニングの考え方	
	短期整備（公有化完了まで）	中期整備（公有化完了後）
I 地区	遺跡体験ゾーン（低位面） 歴史学習の場、体験学習の場として公開する。 方形配石遺構や石棒集積遺構を復元展示し、遺物集中域を平面的に表示する。	遺跡体験ゾーン（低位面・高位面） 歴史学習の場、体験学習の場として公開し、市民が憩えるオープンスペース、あるいはイベント開催等、多目的に活用する。
	交流広場ゾーン（高位面） 市民が憩えるオープンスペース、イベント等の多目的広場として活用できるよう整備（保護盛土と修景植栽）	高位面の墓域の復元展示、遺物集中域の平面表示を行う。低位面と高位面の連続した広がりを表現する。
II 地区	自然ふれあいゾーン 良好な樹林環境を維持管理しながら、利用を図るゾーン	自然ふれあいゾーン 左記の状況に加えて、水場利用の調査成果を説明板等で補足する。
III 地区	ガイダンスゾーン 史跡の維持管理や活用事業の拠点となる、ガイダンス施設を設置する史跡公園の導入部	

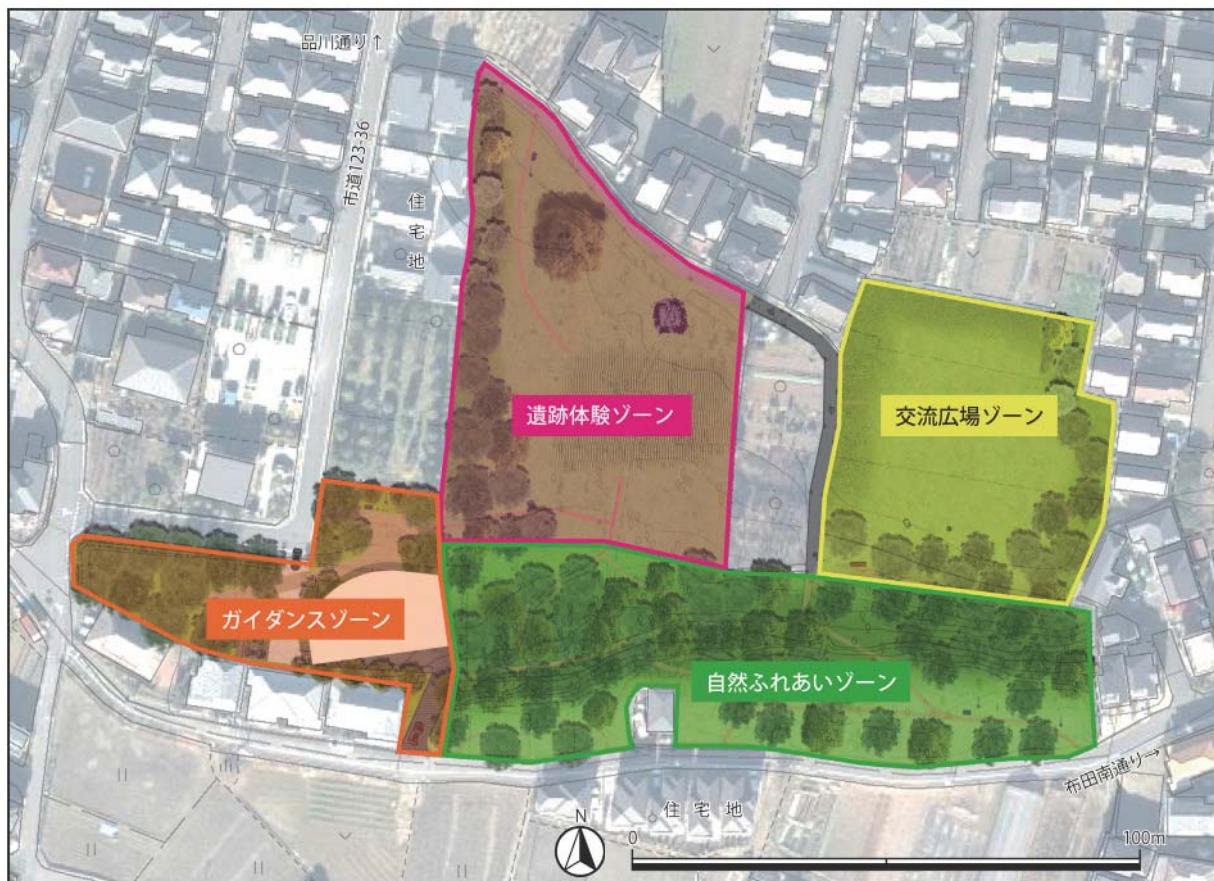


図30 整備ゾーニング（短期整備：公有化完了まで）

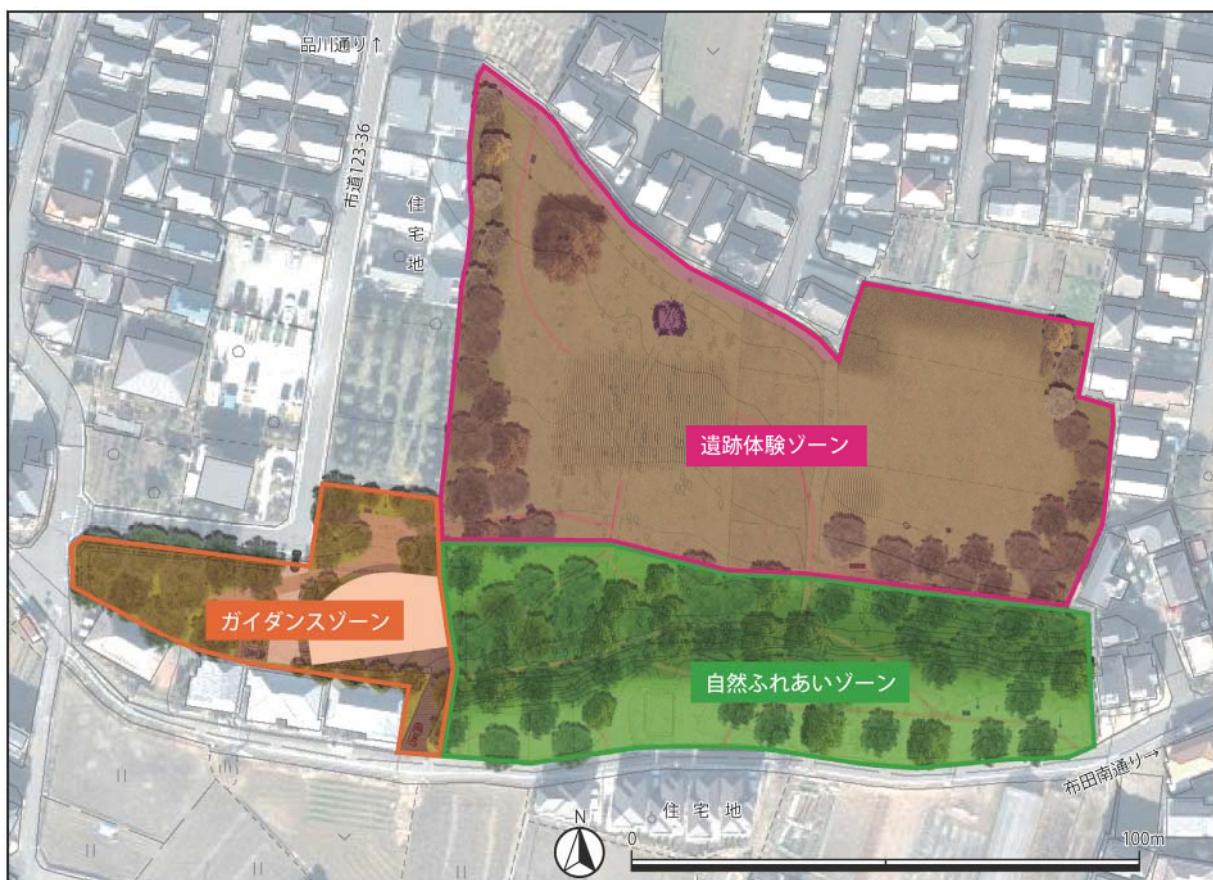


図31 整備ゾーニング（中期整備：公有化完了後）

1. 遺跡体験ゾーン（※短期整備の交流広場ゾーンの内容も含む）

主要遺構の復元展示や遺物集中域の広がりを表現し、空間体験を通じた歴史学習の場として公開する。段丘上の広い空間を活かして体験学習を行うほか、市民の憩いの場としてのオープンスペース、縄文まつりのイベント等の開催など、多目的な広場としての利用を図る。

遺跡体験ゾーンにおいては、低位面には縄文時代の特徴を備えた方形配石遺構や石棒集積遺構、高位面には弥生文化との関わりを思わせる合口土器棺墓があり、両者の復元や表示することで縄文から弥生への移行期の遺跡であることを表現する。

ただし、遺物集中域の広がりは、生産緑地の範囲にも連続している可能性があり、今後調査が必要である。このため、公有化完了までの対応としては、高位面の遺構の表現は行わず、保護層の確保と修景植栽による整備にとどめることとし、多目的広場として活用する。

【整備内容】

- ・地下に埋蔵している主要遺構や遺物集中域の上に生育する樹木、ゾーン内に存在する外来種は伐採する。また遺構保護層の薄い地点については、盛土を行う。
- ・縄文時代晚期の地形を検討し、当時の起伏に近い環境を広い草地として再現した中で、縄文晚期の墓制と祭祀の姿を表す方形配石遺構と合口土器棺を復元展示、石棒集積遺構は復元あるいは掘方を窪地として表現する。
- ・遺跡体験ゾーンの中央部は、縄文晚期の遺物集中域に該当し、確認された石器剥片や土器等の日常生活に由来する遺物から当時の生活空間と考えられており、この遺物集中域の平面表示を兼ねた広場を設定する。
- ・高位面（交流広場ゾーン）においては、南側に望む山並み（多摩丘陵）が展望できる位置に、ベンチ等を配置した眺望地点を設けて、下布田遺跡の立地環境の理解に役立てる。
- ・史跡公園と住宅地との境界部分は、遺構の保存に影響のない場所を選んで、住宅が目立たないよう修景植栽を配置する。なお、遺跡体験ゾーン内にある樹木のうち、ヤマザクラやモミジ等の落葉広葉樹で樹形の整った樹木は、修景植栽として植え替えを検討する。
- ・北側の市道は史跡指定地に含まれるが、住宅地の出入口として、あるいは生産緑地に通じる道として利用されていることから、管理用車両の通行可能な通路として整備する。
- ・既存の史跡標柱と説明板は撤去し、主導入部付近に設置する。

2. 自然ふれあいゾーン

住宅地に囲まれた中にある貴重な自然環境を保全し体感しながら、下布田遺跡の縄文人の植物利用や生活環境を学ぶ場として活用する。このため、既存の遺跡調査会建物は撤去する。また、野鳥や昆虫等の観察もできる樹林を育成し、縄文植物園を新たに設ける。

樹林や縄文植物園の維持管理や活用は、市民団体や学校教育との連携を図って取組むものとする。

【整備内容】

- ・現況の地形を活かし、地形造成は基本的に行わない。
- ・現存する植生に含まれる外来種や縄文時代に存在しない樹木は排除する。併せて、管理されず密集しすぎた樹木の除間伐を行い、樹林の健全な育成を図る。
- ・自然ふれあいゾーンの北西部・北東部に縄文植物園を設けて、花粉分析等で判明した縄文時代の植物や体験学習に使用する植物を栽培する。
- ・東側に新たに入口を設け、低地部を散策できる園路を設定する。
- ・道路に面して指定地を囲むフェンスは、圧迫感を与えないよう低い柵に変更する。
- ・伐採で生じた木材等は、斜面の木道などに活用する。
- ・低地部で判明している縄文時代の湧水地点には、説明板を設置して水場利用の解説を行う。さらに湧水地点の付近において、将来重要な遺構が発見された場合は、遺構表示等を行う。

3. ガイダンスゾーン

史跡公園の管理機能を備えて、来園者の利便性向上を図るための、管理・活用施設、便益施設を設置するゾーンとする。下布田遺跡の情報提供や体験活動を行い、史跡公園の見学起点、活動拠点となるガイダンス施設を整備する。

【整備内容】

- ・史跡公園の導入部として、市道と史跡をつなぐエントランスとしての正面性を整える。
- ・最寄駅やバス停からのアプローチは、徒歩や自転車での来訪を基本とし、自転車用の駐輪場を設置する。駐車場は管理者及び身障者対応に限定して設ける。
- ・郷土博物館分室を建て替えて、ガイダンス施設を新設する。ガイダンス施設は、下布田遺跡の解説展示を行い、現地見学に必要な情報を提供するほか、体験学習室、便所、休憩スペース、管理室等を備えたものとする。
- ・崖線に残る緑を保全し、敷地内の緑化修景に努める。

4. 交流広場ゾーン（短期整備）

史跡公園の一部として適切に公開活用が図られるよう、草地の広場として現状を維持しながらも、遺跡体験ゾーンに記載した保護盛土、修景植栽、展望施設等の整備を先行して実施する。簡易説明板の設置や有用植物栽培を継続する他、市民が憩えるオープンスペース、イベント等の広場として活用する。

【整備内容】

- ・遺構保護層の薄い箇所への盛土、史跡公園と住宅地との境界部分への修景植栽、眺望地点へのベンチ等の配置等、短期整備段階でも可能な整備は実施する。
- ・中央の空間は草地の広場とし、外周に現在栽培中のカラムシの他、数種の有用植物の栽培を継続する。
- ・合口土器棺墓を含む高位面の遺構の解説は、簡易説明板等の設置を検討する。



図3.2 史跡下布田遺跡整備計画平面図（短期整備）



図33 史跡下布田遺跡整備計画平面図（中期整備）

第2節 遺構保存計画

1. 樹根による悪影響の排除

主要遺構や縄文晚期遺物集中域は、遺跡体験ゾーンの低位面と高位面に広がっており、その直上に生育する樹木は、樹根による悪影響を排除するために伐採する。

自然ふれあいゾーン内は、低地部の樹木が遺構に絡む状況が確認された場合は、これらを伐採する。

2. 保護盛土（保護層の確保）

地下に保存されている遺構保護のため、盛土を十分確保する。

①遺跡体験ゾーン

遺跡体験ゾーンのうち低位面（方形配石遺構、石棒集積遺構及び両遺構周辺の遺物集中域の範囲）は、現状において、おおむね地表面から約80～90cmの深さで縄文時代晚期の遺物包含層（II b層）や遺構面に到達するため、遺構保護層は現状で確保されている。このため、遺構保護のための新たな盛土は行わない。

高位面については、一部に40cmほどしかない薄い地点があるため、縄文時代晚期の遺物包含層まで80cm以上の保護盛土厚を確保することを基本に、必要な箇所に保護盛土を行うものとする。

②自然ふれあいゾーン

II地区（自然ふれあいゾーン）の低地部において、これまで確認された遺物包含層は、現地表面から約150cm下層にあり、遺構保護の厚さは十分確保できていることから現状維持とする。

第3節 動線計画

1. アクセスの方法

史跡公園には大規模な駐車場が確保できないことから、公共交通機関の利用を推奨し、最寄りの駅及びバス停からの適切な誘導を行う。

このため、「調布市公共サイン整備ガイドライン」に基づき、調布市が進める近隣の公共サイン（案内・誘導サイン）の設置・更新にあわせて、下布田遺跡への適切なルート表示を進めていく。

①公共交通機関

- ・鉄道利用者に対しては、京王線の調布駅及び布田駅からの案内・誘導を行う。鉄道利用者は、遠方の市民か市外在住者が想定され、下布田遺跡を初めて訪れる場合でも容易にたどりつくルートを推奨する。

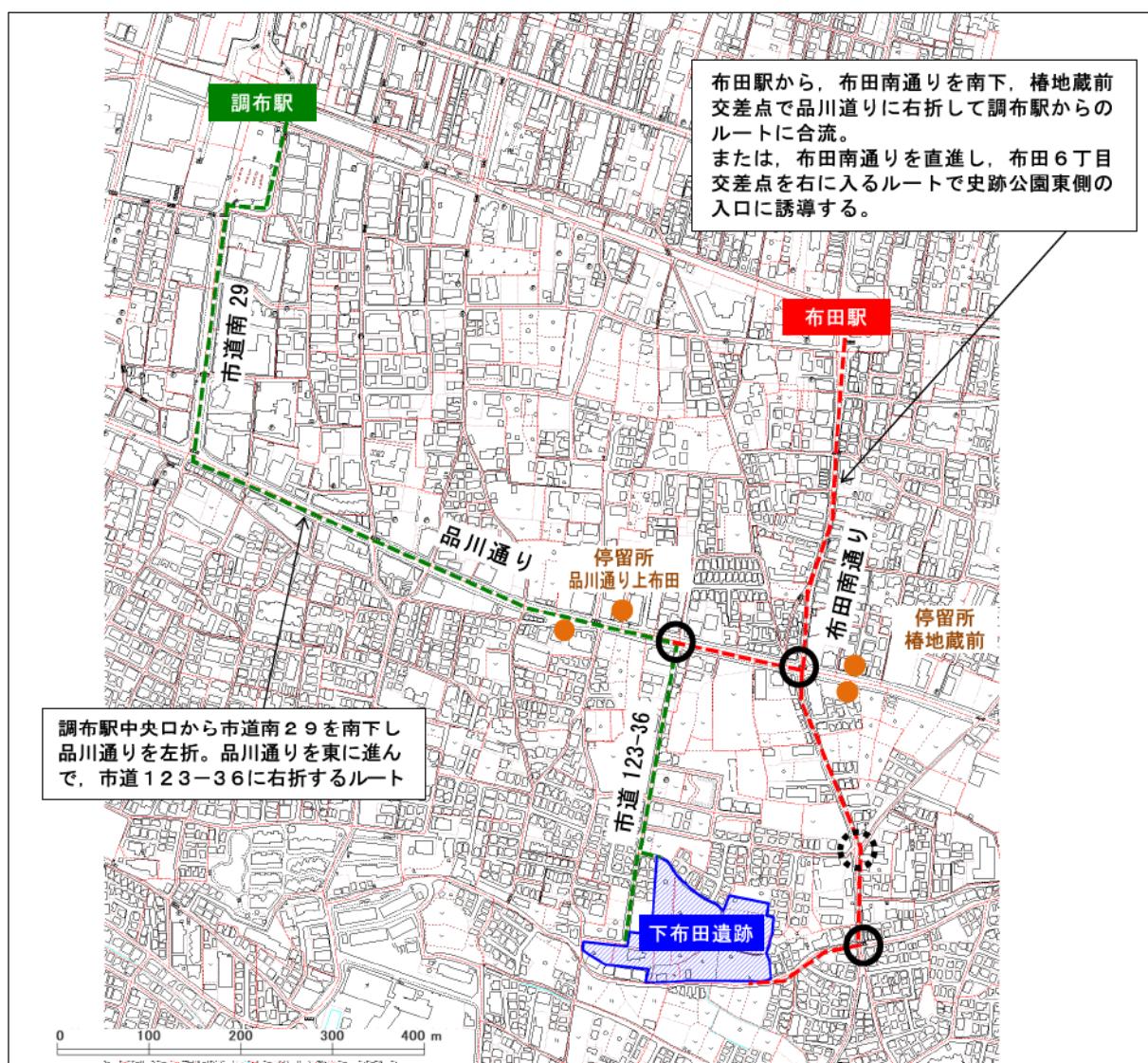


図34 調布駅・布田駅から史跡公園へのアクセスルート（○は誘導サインの設置箇所）

- ・駅前に設置されている総合案内板に下布田遺跡の位置を表示する。併せて駅構内にリーフレット等の配置を検討する。
- ・路線バスの利用者に対しては、京王・小田急バスの「品川通り上布田」バス停からメインエントランスへの誘導・案内を行う。

②シェアサイクルの導入

- ・調布市で、現在電動アシスト自転車のシェアサイクル事業（実証実験）を進めていることから、史跡公園にもシェアサイクルステーション（専用駐輪スペース）の設置を検討する。

③その他

- ・一般的の自家用車に対しては、原則として近隣の民間有料駐車場の利用を推奨する。
- ・ガイダンスゾーンの敷地形状や土地利用規制等から大型バス駐車場の設置は難しいが、小中学校の課外活動利用を促すため、大型バス駐車場の確保が求められるため、近隣用地確保の是非も含めて大型バス駐車場設置について検討を行う。

2. 導入部の設定

史跡公園の主導入部は、下布田遺跡の全体像を学び、見学の起点となるガイダンスゾーンに設定する。このほか、北・南東・南西の3か所を副導入部として設定する。

①主導入部

- ・ガイダンスゾーンが接する西側の市道123-36に、史跡公園へのメインの導入部を設定する。

②副導入部

- ・北側市道からのアクセスは、史跡公園への入口を現在よりも西側の位置に変更する。指定地内の生産緑地に通じる市道123-25は、管理車用通路として整備を行い、中期整備において廃道を目指す。（副導入部①）
- ・低地部からのアクセス改善を図るため、南東側に新たな入口を設ける。（副導入部②）
- ・南の市道に面した入口は、主に管理車用通路として現状の位置のまま使う。（副導入部③）

③その他

- ・上記の他にも、小さな入口を複数設定することで、日常的に散策する近隣住民の利用に配慮する。

3. 史跡公園内園路

史跡公園内は各ゾーンを見学しながら円滑に移動できるよう、園路を設定する。基本的に自由動線とするが、ガイダンス施設を起点に主要ポイントを巡る見学ルート例を、図35の通り設定する。

遺跡体験ゾーン（交流広場ゾーン含む）は、主要見学地点へと誘導する園路にふさわしい、縄文時代の雰囲気になじませるよう土系舗装等を用いることとする。ただし、北側市道に関し

ては、管理車両が通行可能な強度を持たせた仕様（脱色アスファルト等）を検討する。

自然ふれあいゾーンでは、既存の踏み分け道を活かして、東西につなげる園路を設定する。縄文時代の雰囲気及び現状の環境を活かすため、未舗装あるいはウッドチップや土系舗装といった自然系舗装材を使用する。



図35 動線計画図



ウッドチップ舗装園路
(史跡平出遺跡：長野県塩尻市)



土系舗装による園路
(史跡飛山城：栃木県宇都宮市)



脱色アスファルト舗装園路
(都史跡本町田遺跡：東京都町田市)

第4節 地形造成

1. 地形復元検討

縄文時代晚期集落は埋没谷地形を志向したと考えられていることから、布田崖線縁辺に立地する下布田遺跡の特徴を整備に反映するために、地形復元の検討を行った。

①検討の方法

指定地内の各調査地点から、特に立川段丘上の高位面・低位面を中心に、各層の標高を抽出し、図上に示した。抽出した標高は、①現況地盤面、②保護すべき縄文時代晚期の遺構・遺物包含層（II b 層）、③原初的な地形を知るためのローム漸移層である。

②検討結果

【II b 層の深さ】

立川段丘上の高位面では、II b 層は浅い地点では地盤面から 40 cm、深い地点では 80 cm 下層で検出された。高位面には古墳が造営されていたことから、墳丘部に該当する範囲は II b 層が保存されているものの、墳丘周囲に該当する範囲は削られて II b 層の残存状況が良くない傾向がある。

II b 層は、低位面では、浅い地点では地盤面から 40 cm ほど下層で、深い地点では 120 cm ほど下層から検出された。各面でばらつきはあるものの、平均して 80 ~ 90 cm ほど下層から検出されており、現状において、保護すべき遺構・遺物包含層は多くの地点で確保されていることが分かった。

【高位面と低位面の標高差】

高位面と低位面における標高差について、現況地盤面、II b 層、ローム漸移層の各層位ごとに比較した結果は以下の通りである。

現況地盤面：標高差が大きい地点は 200 cm、小さい地点は 150 cm

II b 層：標高差が大きい地点は 140 cm、小さい地点は 110 cm※

ローム漸移層：標高差が大きい地点は 270 cm、小さい地点は 140 cm

ローム漸移層は最大で 270 cm と高低差が大きく、原初的な地形は起伏に富んでいたことがわかる。その上層に形成された、現況地盤面と II b 層の高低差は変化が少なく、縄文時代晚期における地形（高低差）は現況地形とそれほど相違がないことが分かった。

※高位面の II b 層の上面は削られている可能性がある。

2. 地形造成の考え方

①遺跡体験ゾーン

遺跡体験ゾーンは、縄文時代晩期の理解につながるよう、地形復元の検討成果を可能な限り地形造成に活かす方針とする。将来的に低位面と高位面が連続する段丘上の広がりを表現する。

したがって、遺跡体験ゾーンにおいては、遺構保護層の厚さを地表地盤高から晩期包含層（II b 層）までの平均的な厚さ 80 cm を目安とし、これより浅い範囲には縄文晩期の地形の起伏にそった整備高を設定して保護盛土を行う。部分的に保護層の薄い地点や厚く堆積している地点があり、地形復元の検討に基づきこれらの微地形の調整を図る。周辺部との擦り付けなどを含めた、細部の調整は基本設計で検討する。

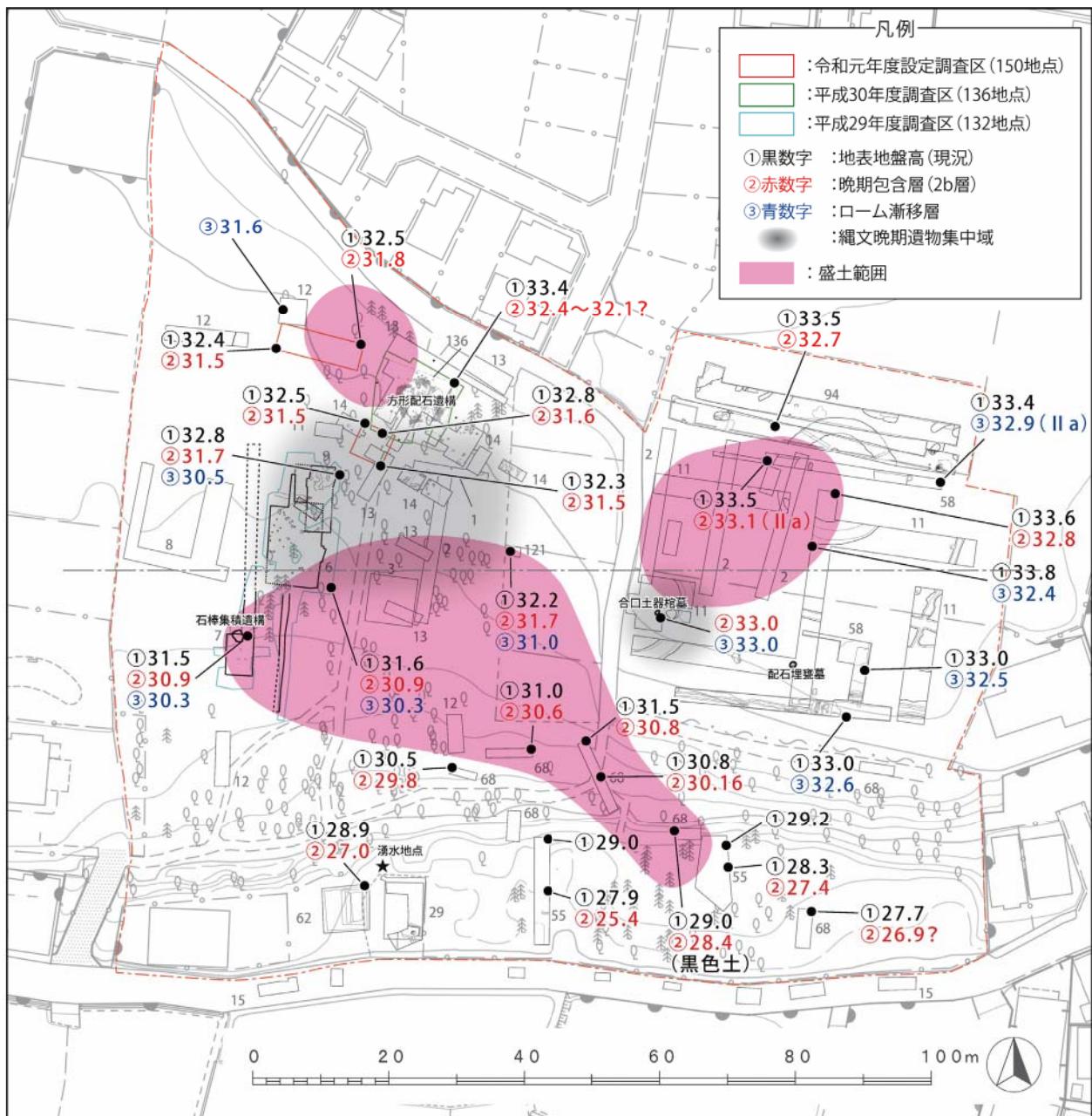


図 3-6 地形復元検討図

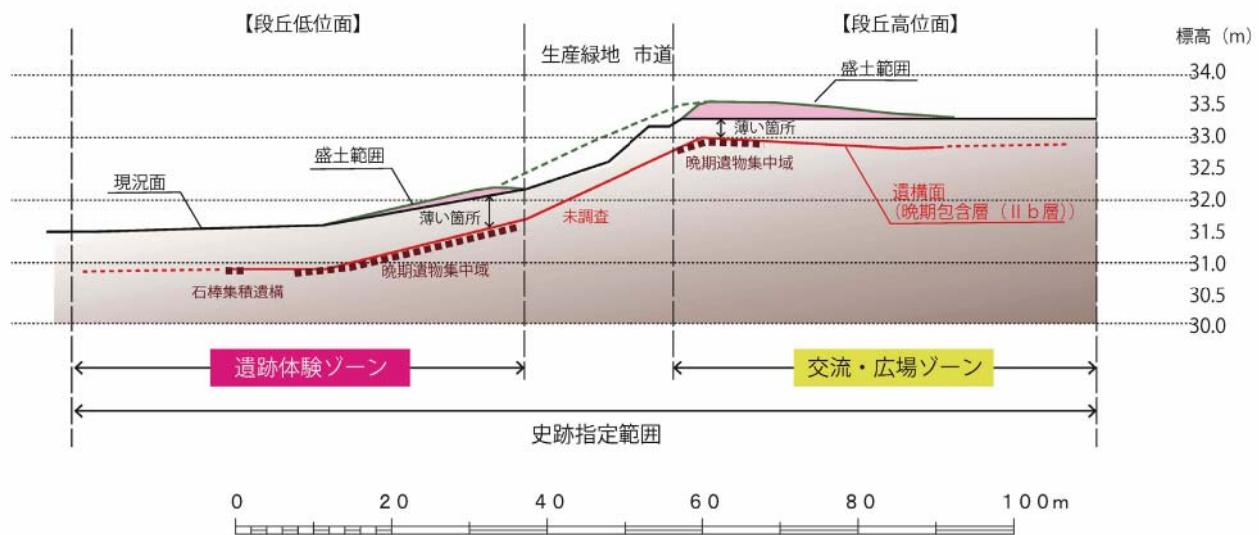


図37 遺跡体験ゾーン地形復元断面模式図（概念図）

②自然ふれあいゾーン

自然ふれあいゾーンは、低地面の遺構保護の厚さが十分確保できていることから、現況の地形保全を前提とし、崖線斜面および低地面の地形造成は行わない。

③ガイダンスゾーン

ガイダンスゾーンは、崖線の緑地を含むため、自然ふれあいゾーンと同様に地形造成は行わない。

第5節 遺構の表現

縄文時代晚期の主要遺構は、埋設遺物（石棒・埋設土器等）を取り上げたのち埋め戻してあり、同じ位置の地表面にて遺構を表現する。

遺跡体験ゾーンにおいて確認された縄文晚期の遺構のうち、墓制と祭祀の特徴と変遷を表す方形配石遺構・石棒集積遺構・合口土器棺墓を整備対象とし、それぞれの形状や保存状況に合わせて適切な表現方法を選択する。

1. 復元展示（方形配石遺構）

方形配石遺構は、埋め戻した遺構直上の地表面において同質・同形状の石材を用いて再現する。

方形配石遺構は、平成30年度の再発掘調査の際に三次元測量を行っており、その計測データに基づき忠実に復元する。ただし、昭和56年度の調査記録と比較して配石列の一部について破壊が認められたことから、その範囲については、破壊前の資料を参考に配石の再現に努める。

なお、方形配石遺構の復元展示の周囲には、立入りを抑制する柵の設置も併せて検討する。

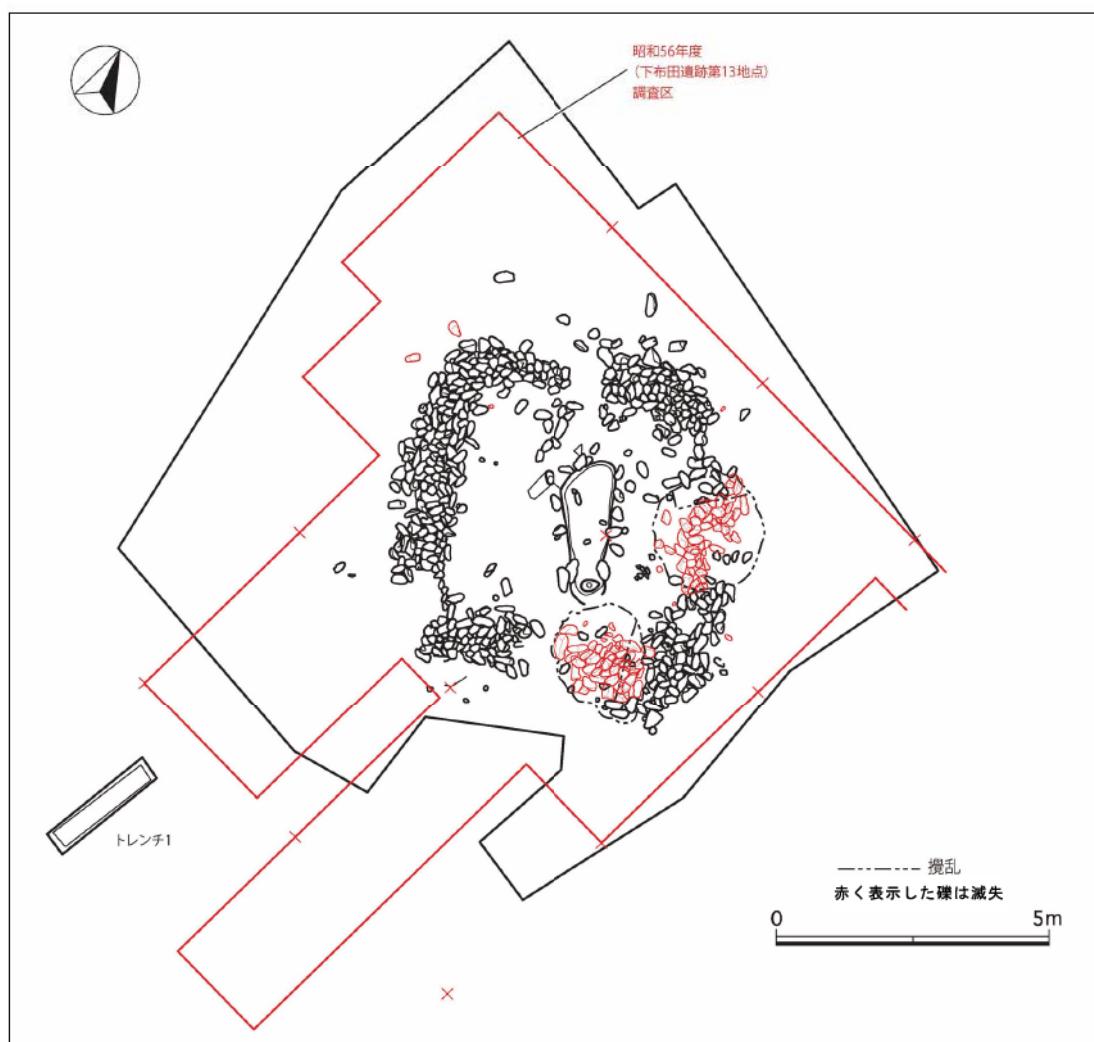


図3-8 方形配石遺構全体図（平成30年度調査範囲は黒、昭和56年度の調査範囲を赤で表示）



2. 復元展示（石棒集積遺構）

石棒集積遺構も方形配石遺構と同様に、埋め戻した遺構直上の地表面において、同質・同形状の石材や土器片を再現する。ただし、出土遺物の多くが所在不明であることが判明したことから、復元に向けた作業は、調査時の写真・図面を手がかりとし、大型石棒をはじめ石製品・土器・礫等の遺物形状と配置について復元検討する。

今後の精査の結果、原資料の少なさから復元困難と結論付けた場合、土系舗装等により遺構の窪み（掘方）を表現する。

遺跡の表現と併せて、石棒集積遺構から取り上げた大型石棒、石器、土器、礫等の紹介は、出土地点の近くに発掘当時の写真を陶板に焼き付けて配置する。



昭和56年発掘調査当時の写真

3. 遺構複製展示（合口土器棺墓）

合口土器棺墓は、埋め戻した遺構の地表面において、棺に利用された土器の複製を製作し、埋設された状況を再現する。

ただし、合口土器棺墓の表現は、高位面にあるため中期整備で実施することとし、生産緑地部分の公有化完了後、速やかに整備する。今後の高位面の調査で同様の墓跡が確認された場合は、それらを合わせて表現方法を検討する。



壺棺墓の整備例
(特別史跡吉野ヶ里遺跡)

第6節 修景および植栽

1. 基本的な考え方

- ・外来種は伐採し、かわりに自然科学分析結果に基づく樹種を育成することで、下布田遺跡にふさわしい豊かで四季を感じられる史跡公園を目指す。
- ・新たに植栽する具体的な樹種の選定と配置にあたっては、低地部の調査（令和2年度）の結果や専門家の指導をうけながら検討する。
- ・史跡整備市民ワークショップにおける植物管理や活用方法の検討や、植樹会の開催など、史跡公園の整備事業に市民が参加しながら自然環境を守り育てる機会を作る。

2. ゾーンごとの植栽・修景計画

①遺跡体験ゾーン

- ・遺跡体験ゾーンにおいては、外来種を整理しながら、縄文時代晩期にふさわしい樹種を選んで植栽する。
- ・主要遺構及び遺物集中域の範囲は、地下遺構の保存のため既存の樹木は伐採する。
- ・遺構の保存に影響のない範囲で、樹形の整った既存樹木については緑陰として活用する。
- ・住宅地との境界部は、建物が目立たないよう遮蔽植栽を配置する。植栽する際は、遺構の保存に影響のないよう、必要な保護盛土を確保して行う。
- ・暫定公開の交流広場ゾーンは、基本的に地被（ノシバ）で覆う。セイタカアワダチソウなどのような外来植物の侵入を防ぎながら、草花や雑草の広がる草地として管理する。隣接する畑との敷地際には、カラムシなどの有用植物を植えて立入りを抑える。



復元集落の外周植栽（史跡平出遺跡）

②自然ふれあいゾーン

- ・布田崖線に沿って武藏野の植生が残存するゾーンであり、高木化・巨木化・密集化させ過ぎないよう、樹木管理を継続的に行う。
- ・既存樹木のうち下枝がなく高木化した樹木は伐採し、下草や中低木に日光が当たるよう環境づくりを行う。崖線斜面部に広がるアズマネザサは現状を維持し、樹木管理（間伐や下草刈り）を行うことで地形保全を図る。
- ・縄文植物園のコーナーには、下布田遺跡の調査成果や類例等を参考に、縄文時代の生活技術に関わる有用植物を植え、自然観察や体験学習に利用する。花壇のような区画は設けずに、園路沿いの樹木の間に配置する。

③ガイダンスゾーン

布田崖線に残された緑地として保全・育成するため、新たに樹木を植栽する。既存樹木や縄文晩期の植物の中から選択して、史跡公園のメインエントランスにふさわしい緑化修景を行う。

第7節 案内・解説施設

史跡公園の案内・誘導、及び下布田遺跡や各遺構を紹介する案内・解説施設を配置する。

- ・史跡公園に調和したデザインや配置・大きさを考慮して設置する。
- ・平易な解説、図版、イラスト等によるわかりやすさへの工夫に努める。
- ・土製耳飾等をモチーフにするなど、下布田遺跡独自のシンボルマークやピクトグラム（絵文字）の採用も検討する。
- ・設置する数が過度に多くならないよう留意する。そのために、パンフレットやスマートフォン・タブレットなどの活用と連携し、利用できるようにする。
- ・VRなどの最先端の映像技術を用いた解説方法は、ガイダンス施設内の展示に取り入れるほか、指定地全域の整備が実現する中期整備の段階で検討する。

目的や用途に応じて、以下のような種類を組み合わせて配置する。

表6 案内・解説施設の種類と内容

種類	内容	配置
①総合説明板	下布田遺跡の概要紹介、史跡公園全体図などを表示する。 ガイダンス施設内の説明を受けなくても、現地見学に必要な情報を探求する。	主導入部に設置する。
②説明板	表現を行った主要遺構や見学ポイントの解説を行う。 副導入部に配置する説明板は、総合説明板に準じた内容を検討する。	方形配石遺構、石棒集積遺構、 合口土器棺墓、湧水地点 ※合口土器棺墓、湧水地点は中期整備で実施し、短期整備では簡易説明板を検討する。 縄文植物園（2か所） 眺望地点 副導入部（2か所）
③標柱	史跡名称を掲示する。	ガイダンスゾーンの近くに移設する。（現在北側市道入口に設置）
④誘導案内	道の分岐点で方向を示す。	園路の分岐点（適宜）
⑤樹名板	樹木に掛ける。	自然ふれあいゾーンの樹木（適宜）



図39 説明板等の配置計画図

説明板・名称板等の整備例



総合説明板（史跡武藏国分寺跡）



説明板（史跡金山城跡）



説明板（QRコード表示付）（史跡平出遺跡）



クイズ形式の樹名板（史跡胆沢城跡）



誘導案内（史跡武藏国分尼寺跡）

第8節 管理施設

1. 広場の設定

遺跡体験ゾーン中央部、交流広場ゾーン、ガイダンスゾーンの入口広場の3か所を設定する。

遺跡体験ゾーンの中央部の広場は、晚期遺物集中域の範囲の平面表示を兼ねたものとし、園路舗装と同様に自然になじむ素材を選択する。なお、晚期遺物集中域の広がりは、現在の生産緑地（未公有化範囲）まで及ぶ可能性があることから、発掘調査によって広がりを確認したうえで、生産緑地部分の公有化完了後には速やかに、土系舗装等による拡張整備を行う。

交流広場ゾーンは暫定公開であることから草地の広場とする。草地の広場の南端には、多摩丘陵を望む眺望地点としてベンチを置くとともに下布田遺跡の立地環境を紹介する。

ガイダンスゾーンの入口広場は、史跡公園の正面を整えて内部へと導く空間として、総合説明板やベンチを配置する。



土系舗装による園路
(史跡勝坂遺跡)



展望地点の設置例
(史跡平出遺跡)

2. その他（管理施設等）

史跡公園における管理施設は必要最小限にとどめることとし、また形状や規模が各ゾーンの雰囲気を損なうことのないよう配慮する。

①ベンチ

自然ふれあいゾーンの低地部、ガイダンスゾーンにベンチを配置する。遺跡体験ゾーンは眺望地点に設置する。

自然ふれあいゾーンでは、伐採した樹木を使ってベンチを作ることなども検討する。



史跡公園に配置されたベンチの例



史跡公園に配置された柵

②柵、車止め

史跡公園へ出入口には、車や自転車の進入を防ぐ車止め・柵を整備し、門扉は設置しない。史跡公園の外周柵は、周囲に圧迫感を与えないよう、高さを低く抑えたもので整備する。

③注意看板

注意・禁止事項を記した注意看板は、史跡公園の入口部分に設置する。

④照明施設

縄文時代の雰囲気を損なわないよう、防犯灯を設置する。市道から史跡公園への導入部となる箇所を選んで複数設置する。

⑤水栓・水飲み

水場の利用はガイダンス施設を基本とするが、自然ふれあいゾーンにも東の導入部に、散水用・水飲み用の水栓を1か所設置する。



図40 管理施設配置計画図

第9節 ガイダンス施設

1. ガイダンス施設に求める機能

史跡指定地である遺跡体験ゾーンと自然ふれあいゾーンには、管理棟やトイレ棟は配置しない。このため、史跡公園の管理や案内に関する機能のほか、来園者の休憩やトイレ、下布田遺跡の解説展示、体験学習等の機能は、ガイダンスゾーンに新設する施設に集約する。

ガイダンス施設は、史跡公園における歴史環境・自然環境の空間体験を補完する解説展示、下布田遺跡や縄文時代の生活文化に関わる体験学習、情報発信のほか、学校教育や市民活動と連携した地域活動拠点としても機能を果たせるよう多目的な活用を図る。

展示解説機能	縄文時代の概要と、下布田遺跡の全体像を紹介する。 下布田遺跡の出土遺物・映像・パネル等を用いて展示解説する。
体験学習機能	家族連れや小中学校のクラス単位で、あるいは生涯学習の一環として、楽しみながら学ぶ場の提供
休憩・案内機能	史跡公園のエントランスとして見学案内、休憩、トイレ等利便性の確保
管理運営機能	史跡公園及びガイダンス施設の管理運営の機能
地域の交流拠点	市民や学校教育と連携した、地域に開かれた活動拠点としての機能

2. 規模、必要諸室等

上記の機能を踏まえて、必要となる諸室面積について、類似施設を参考に設定する。建物平面上の具体的機能配置や動線、構造・外観意匠等の詳細は、設計段階において検討する。

- ・ガイダンス施設の規模の目安は、400m²程度とする。
- ・平屋建あるいは2階建（高さ制限10m）とする。（構造上の制限は無し）
- ・史跡公園や周囲住宅地と調和のとれたデザインとする。
- ・屋上部分に視点場を置くなど、指定地全体を見渡せる立地を活かす方法を考慮する。

表7 諸室構成と面積の目安（類似施設から規模を想定）

室名	内容	面積
①展示室	<ul style="list-style-type: none"> ・下布田遺跡の集落構成、発見された遺構や遺物の特徴を紹介する。 ・類似遺跡を紹介して、東日本における縄文時代晚期の下布田遺跡の位置づけを解説する。 ・縄文時代晚期の社会・文化・信仰の特色を解説する。 <p>【展示方法】</p> <p>出土遺物展示（土製耳飾りはレプリカ）、遺構模型、ジオラマ、パネル展示、映像展示等</p>	80～100m ²
②体験学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の歴史学習や、体験学習に利用する。1クラス単位の児童が収容できる面積と設備を備える。 ・市民活動や小規模な講演会等、多目的に利用できるスペースとする。 ・テラス等の半屋外スペースも設けて、体験学習室と一体的に使えるようにする。 	50～100m ² 室内スペースとしては50m ² 程度を確保する。
③ホール (エントランス)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園を市民活動や小中学生と連携活動を紹介するスペースを兼ねる。 ・下布田遺跡に関連する資料閲覧コーナーも設ける。 	40m ²
④事務室	・スタッフ用の執務、打合せスペース	40m ²
⑤トイレ	・男女別のほか、だれでもトイレの設置。	30m ²
⑥倉庫	・掃除道具、管理用備品等の収納	50m ²
⑦その他	・階段、廊下、機械室等	50m ²

第10節 周辺文化財等との連携

1. 市内の文化財・博物館・文化施設との連携

市域の文化財や文化施設を結んで、徒歩や自転車、バスなどで周遊できる見学ルートを設定し、一体的な活用をPRする。下布田遺跡の近傍には、公園として整備された狐塚古墳や品川通りに面したシロハナヤヅツバキ、古天神公園（古天神跡）などがあり、下布田遺跡を起点にした散策ルートを設定する。

また、下布田遺跡は本市の中央に位置していることから、史跡公園を中心とした市域全体の文化財周遊マップの作成を検討する。

縄文集落を育んだ地理的環境を感じられるよう、下布田遺跡の立地する崖線地形と崖線際に発達した河川を見学に取り入れたコース案であり、3ルートを設定した。このほか、下布田古墳群と関連したコース案も設定した。

①深大寺ルート

布田崖線と国分寺崖線をまたぎながら市内神社仏閣をめぐり、深大寺へと至るルート。

②野川・仙川ルート

野川沿いを通り武者小路実篤記念館へ至るルート。

③布田崖線・西調布ルート

布田崖線の地形を感じながら調布市郷土博物館を通り、上石原若宮八幡神社へ至るルート。

④布田崖線・狛江ルート（狛江市域含む）

布田崖線の地形を感じながら狐塚古墳・狛江市兜塚古墳・亀塚古墳と縄文時代以降の歴史を体感するルート。

今後は、もう一つの起点となる調布市郷土博物館からのルートにも配慮しながら、個々の文化財解説シートを作成するほか、市域全体で文化財散策の案内板・マップ等の充実を図り、セルフガイドの取り組みを推進していく。

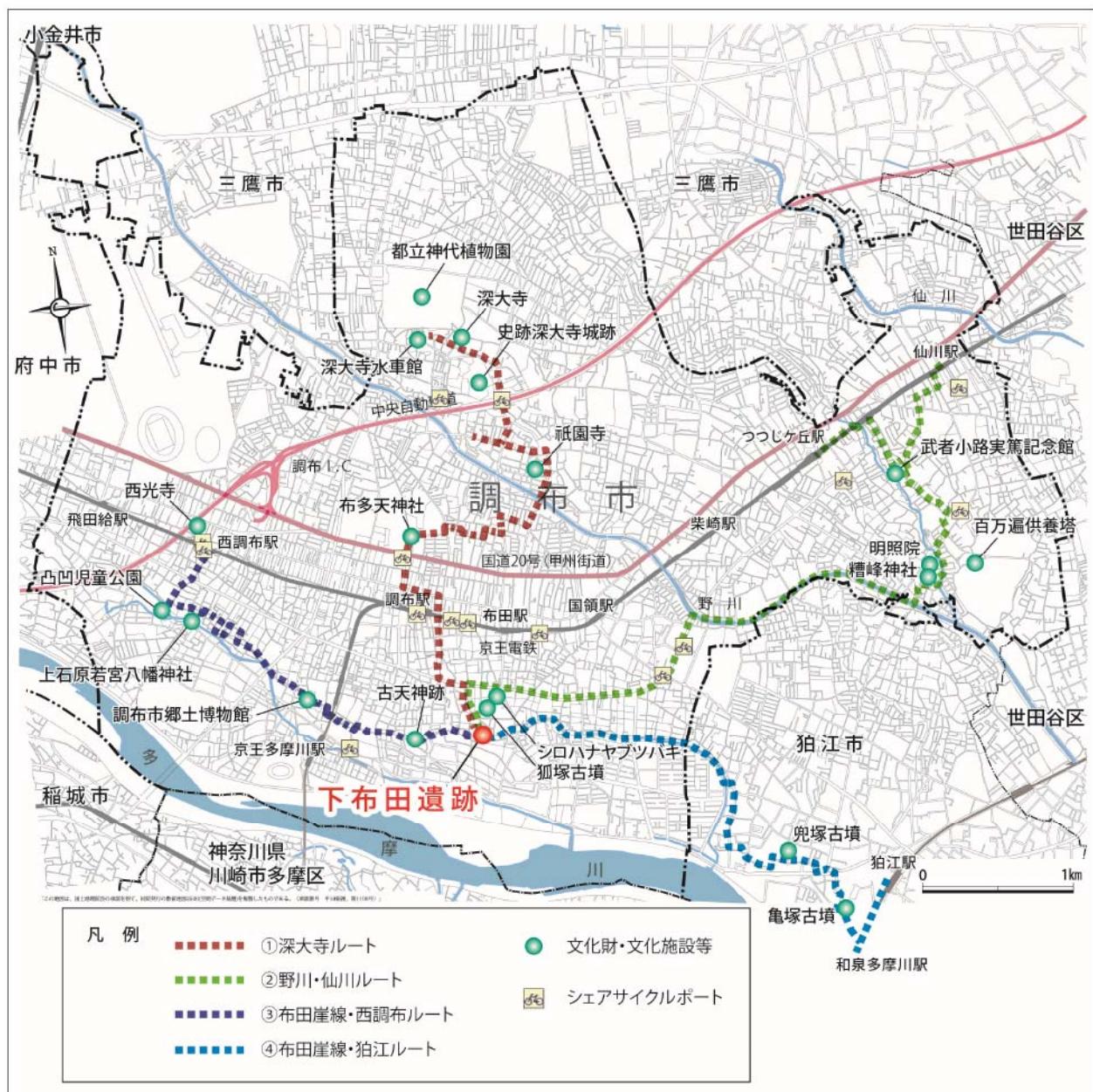


図 4.1 下布田遺跡を起点とした文化財・文化施設等周遊ルート計画図

2. 類似遺跡が所在する自治体との連携

縄文時代の遺跡が所在する自治体との連携も考えられる。都内や多摩川水系に分布する縄文遺跡、祭祀遺構等の類似遺跡、土器や耳飾り等の出土遺物から交流圏に属した縄文遺跡等が所在する自治体等と、遺跡に関する活動情報の交換のほか、共同による講演会、市民交流事業などの取組を検討する。

第11節 整備事業に必要となる調査等

調布市は、平成29年度から整備事業に先立ち、課題解決にむけて発掘調査に取り組んでおり、令和5年度まで実施する。これらの調査によって新たな成果が得られた場合は、必要に応じて見直し、整備内容に反映する。

表8 発掘調査計画一覧

年 度		対象個所	調査目的	調査成果／調査方法
実 施 済	平成29年度	段丘低位面	・既往調査の位置確認	・調査範囲や主要遺構の位置の精査、補正 ・樹木根の遺構への影響
	平成30年度	方形配石遺構	・主要遺構の残存状況	・三次元計測
	令和元年度	段丘低位面 遺物集中域	・遺物集中域の精査	・遺物集中域の掘り下げ
	令和2年度	低地面	・縄文時代晩期の植生復元 ・水場遺構等の確認 ・現存樹木の遺構への影響	・確認調査 ・植物遺体及び自然科学分析用試料採取
計 画	令和3年度	段丘低位面	・遺構保護層（II b層）の確認調査	・確認調査
	令和4年度	段丘高位面 崖線斜面	・墓域及び遺物集中域の広がりの確認	・確認調査
	令和5年度 以降	中央部 (生産緑地)	・遺構（居住施設、墓跡等）の確認 ・遺物集中域の広がりの確認	・確認調査

※ガイダンスゾーンは、昭和53年度に試掘調査済のため、本事業に伴う調査は不要。

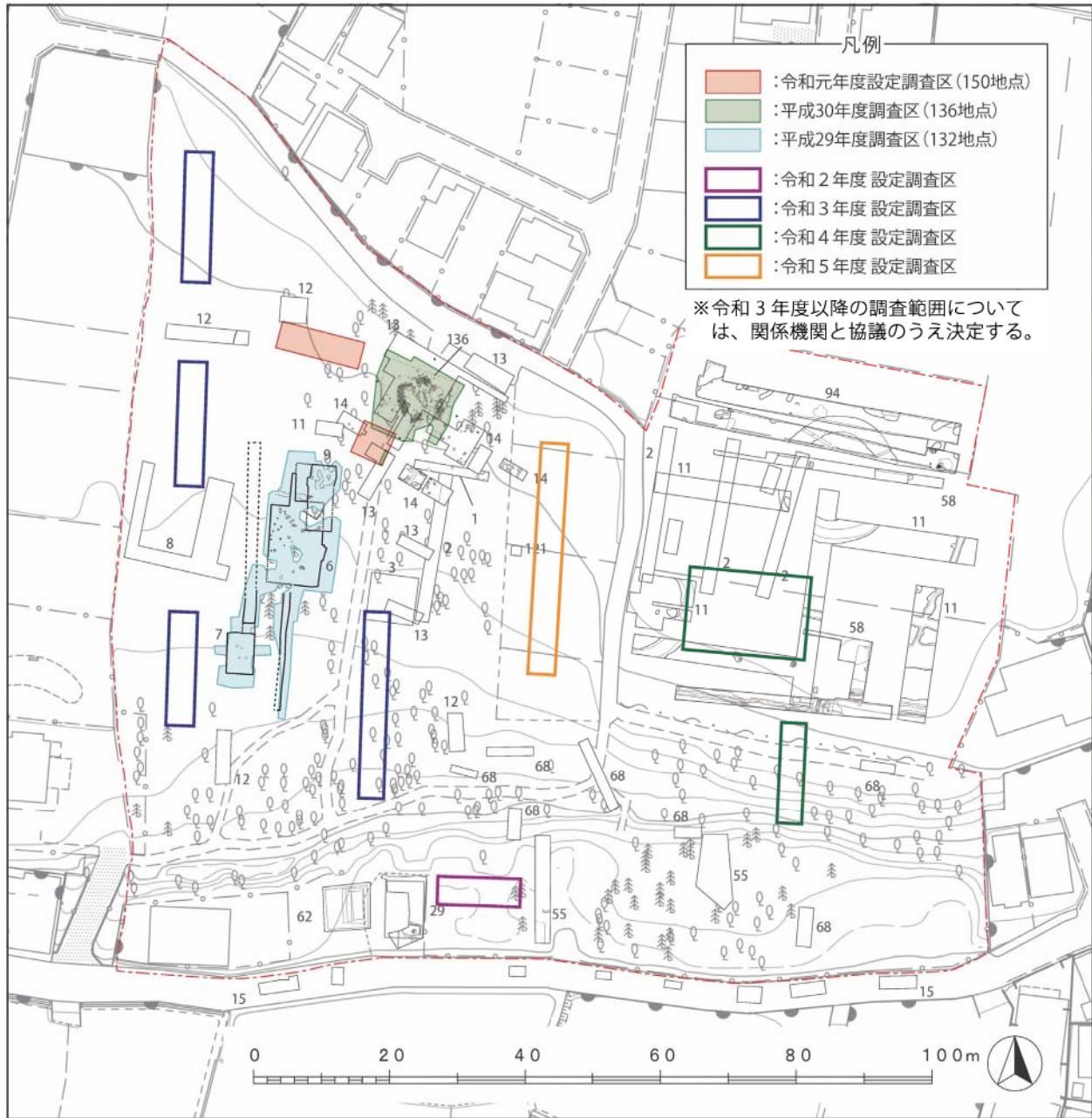


図4-2 発掘調査計画図

第12節 公開・活用に関する計画

整備工事の期間中に公開活用事業が中断しないように留意しつつ、これまでの現地における活動の延長線上に新たな事業に取り組んでいく。これまで実施してきた下布田遺跡の学校教育・生涯学習を中心とした公開活用事業を継続しつつ、環境学習・文化イベント・地域活動といった多様な観点からの活動も増えるよう、参加者の感想や要望を取り入れながら、短期整備が完了して開園した後の活用事業を検討していく。

1. 整備事業期間中の公開・活用計画（開園までの取組）

①普及啓発事業

- ・発掘調査現場見学会、整備工事見学会の実施。
- ・下布田遺跡及び縄文時代に関する講演会やシンポジウムの開催（現地開催・他施設開催）。
- ・郷土博物館の常設展及び企画展の開催（※郷土博物館における開催）。
- ・文化財周遊ルート（第10節）を巡るガイドツアーの開催。

②学校連携事業

市内の小中学校を対象とした学校連携授業を進めていく。

- ・下布田遺跡に近い市立布田小学校の総合学習にて取り上げる。下布田遺跡に投棄されるごみ拾いの清掃活動、ごみの不法投棄防止のポスター作成、シンボルマークの提案など、下布田遺跡を魅力的な公園として整備するためのアイディア出しを行う。
- ・市内小学校6年生の歴史学習に下布田遺跡を取り上げ、博物館学芸員が講師となり現地授業を行う。開園後に予定している、縄文時代の生活や精神世界を体感する学習プログラムの参考にする。



図4-3 総合学習で提案されたシンボルマークの例

③市民協働事業

史跡公園が多くの人々に親しまれる活用方法の意見交換、市民のアイディアに基づく活用事業を実践する。史跡公園の整備や管理に市民が関わる機会を作ることを目的として、利用者にとって参加しやすい取組を検討する。

- ・市民と博物館の共催による縄文の杜プロジェクト千色工房による、史跡内の植物を利用した草木染や植物観察会の実施（現在継続中）。
- ・史跡整備市民ワークショップの開催（樹木管理や利用方法を実践しながら学ぶ）。
- ・市民参加による植樹活動（縄文植物園の栽培・育成等を含む）。

④刊行物作成等

- ・下布田遺跡の概要、見どころ等の基本情報を紹介するリーフレットの作成や、既存のホームページの内容充実。
- ・周辺文化財も含めた案内マップの作成。

2. 開園後の公開・活用

史跡公園を使って、短期整備完了後から開始することが想定される活用事業は以下が挙げられる。

①史跡公園の案内解説

- ・現地案内ガイド（ガイダンス施設内、主要遺構や下布田遺跡の解説、自然環境の解説等）
- ・ホームページ等による情報発信
- ・下布田遺跡見学会（定期開催）

②歴史学習・体験学習事業

下布田遺跡や縄文時代の歴史学習講座を開催する他、生活技術・文化に関連するもの、自然環境を活かしたものなどの体験学習事業について、利用者に応じたプログラムを準備する。

- ・歴史講座 … 下布田遺跡や縄文時代に関連する、学芸員や専門家による歴史講座を開催する。
- ・縄文生活体験… 土版・土製耳飾り・土器製作、火起こし体験、石器づくり、弓矢体験、カラムシ糸づくり、縄文編布作り、編み籠作り、縄文食用植物の採取・調理など。
通常は、主にガイダンスゾーンで実施する。史跡公園の広い空間における体験学習も重要と考えられることから、イベント開催と組み合わせるなど積極的に遺跡体験ゾーンでの利用も取り入れていく。
- ・自然環境体験… 自然ふれあいゾーンの縄文植物園・崖線樹林を活用して自然観察会、縄文植物植樹活動、野鳥・昆虫観察、夜の星空観察などを開催する。
- ・学校連携事業… 総合学習や歴史学習において、史跡公園全体を活用する。
(学習支援) 上記の体験学習を通じて、身近な遺跡への愛着を持ち、ふるさと意識の醸成につながるような学習の取組みを支援する。

③地域交流事業

下布田遺跡のPRを兼ねた、市民同士の交流や活動を深める場としての事業について、主に遺跡体験ゾーンの広い空間を利用して実施する。

- ・活動事業支援… ガイダンス施設をボランティア交流活動の拠点として活用。
- ・イベント支援… 遺跡体験ゾーンの広い空間を利用した縄文まつり、縄文コンサート、スタンプラリーなど下布田遺跡にちなんだ市民交流イベントの開催。
- ・その他 … 災害発生時に備えた避難経路等について定期的に地域住民と確認する。

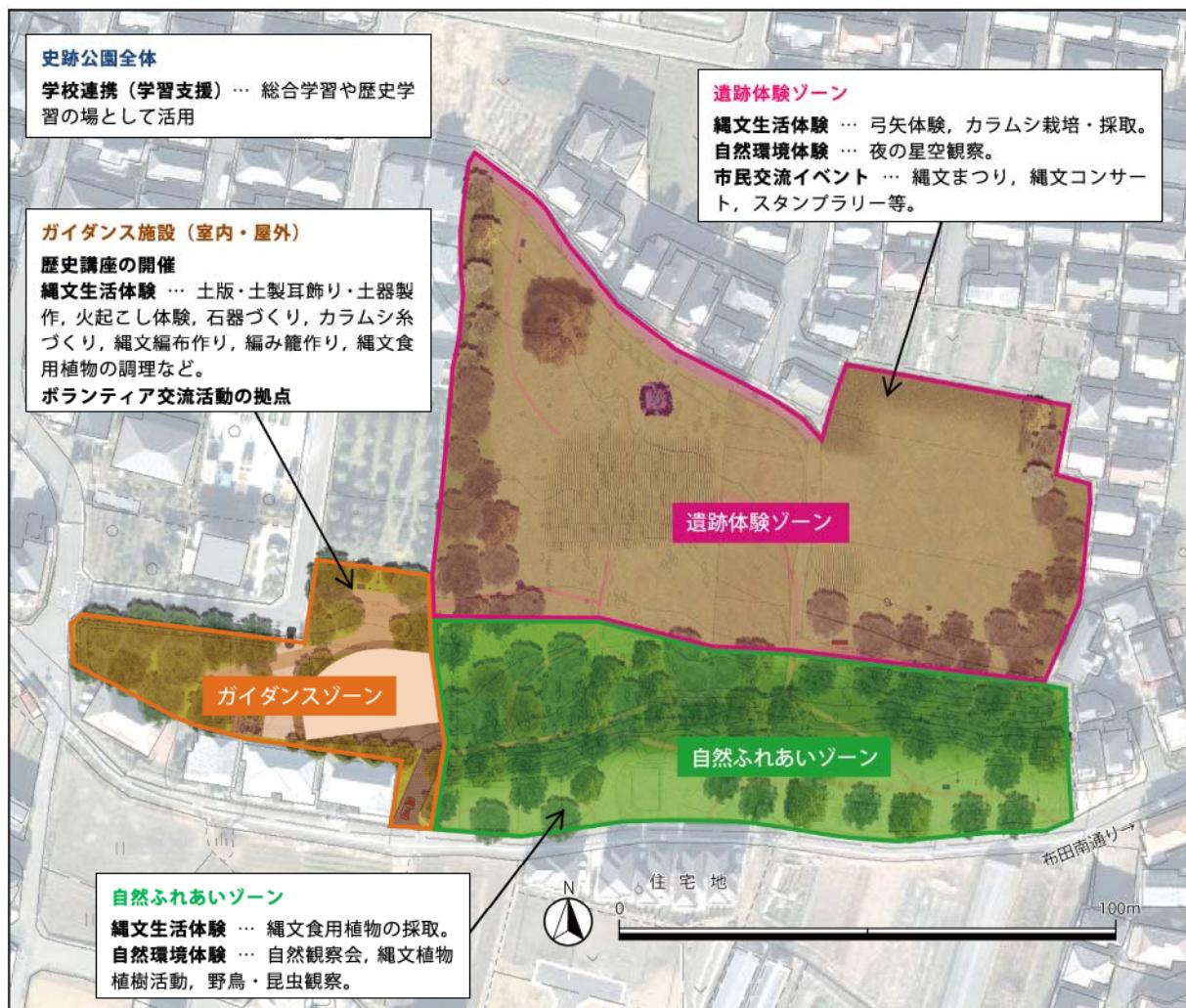


図4.4 体験学習事業・地域交流事業と対象ゾーニング

第13節 管理・運営に関する計画

1. 運営体制に関する基本的な方針

史跡公園の運営の主担当は調布市教育委員会とし、郷土博物館が庁内関係課と連携のもと管理に取り組む。

そのうえで、市内の小中学校、地域自治会、ボランティアなどの協力を得ながら、管理運営事業を進める。

運営体制組織（案）

行政： 調布市・調布市教育委員会
市民： 広報誌等の呼びかけに賛同いただいた市民 など
学校： 調布市内の小・中学校
自治会： 地域自治会、地区協議会
ボランティア： 史跡ボランティア

2. 史跡公園運営における基本条件

史跡公園の運営管理条件、ガイダンス施設の運営管理条件は以下のとおりとする。

①史跡公園の運営管理条件

- ・史跡公園の閉鎖管理を行わない。一年を通して公開する。
- ・夜間における公園利用について注意喚起を促す看板の整備と周知。

②ガイダンス施設の運営管理条件

- ・利用時間以外は閉鎖するため、夜間・休園（館）日は施錠管理を行う。
- ・休館日（原則：週1日）を設定する。

3. 運営管理の項目

史跡公園の開園後に想定される管理運営項目を示す。運営体制組織（案）を踏まえた役割分担（案）もあわせて示す。役割分担については、主体的に取り組む組織、参加・支援を実施する組織に分類した。多様な主体が参加する運営体制のもとで管理するにあたり、それぞれの役割やあり方を明確にして取組む。

①受付・誘導（主体：行政）

- ・多様な来園者に対して、史跡公園の利用全般について基本サービスを提供する。

②ガイド・体験学習提供（主体：行政・ボランティア）

- ・来園者への史跡案内、展示案内、体験学習などの利用メニューを提供する。
- ・史跡ボランティアによる史跡案内。
- ・縄文編布作りなど、随時参加可能なメニューも実施。

③学習支援（主体：行政・ボランティア）

- ・ガイダンス施設や遺跡体験ゾーン等における講座の開催、史跡の見学会を実施する。
- ・市内小学校の総合学習及び歴史学習の時間を利用した学習支援を実施する。
- ・史跡ボランティアによる史跡見学会、ガイダンス施設の解説。
- ・下布田遺跡や縄文時代の研究、自然環境や地域文化（歴史・民俗等）の調査研究活動の支援。

④イベント実施（主体：行政・市民・学校・自治会・ボランティア・観光関連）

- ・体験学習、自然観察会等、市民参画型各種イベントの実施。
- ・縄文祭り等の実施。

⑤企画（主体：行政 支援：ボランティア）

- ・ガイダンス施設における常設展示・企画展示の開催、新たな体験学習などの企画。

⑥周知（主体：行政 支援：ボランティア・観光関連事業者）

- ・下布田遺跡の遺跡情報・レクリエーション情報を提供し、周知を図る。
- ・市内文化財ネットワークの情報や案内を提供する。
- ・災害発生時の一時避難場所として近隣住民に周知する。

⑦維持管理（主体：調布市 支援：市民・ボランティア・学校・自治会）

- ・史跡公園の維持管理全般を行う。
- ・市民参画による四季を通じた縄文の植生景観の維持管理を推進する。

第14節 事業計画

1. 年次計画

本計画に基づく史跡下布田遺跡の整備事業は短期・中期の期間を設定し、短期事業の史跡公園開園の目標年次を令和9年度に設定する。

①短期整備（令和3年から史跡公園開園まで）

令和3年度から各種調査・設計に着手、順次工事を行い、史跡公園開園に至るまでの事業スケジュールを計画する。遺跡体験ゾーン、自然ふれあいゾーンの整備工事を先行し、事業途中ではあっても、可能な範囲で部分公開を行うものとする。

②中期整備（開園後から史跡全域の整備事業完成まで）

史跡の未公有化部分については中期整備としたが、公有化が実現できた段階で、速やかに追加の整備事業に着手する。暫定公開とした交流広場ゾーンにおける遺跡の表現や、自然ふれあいゾーンにおける低地の散策路整備などを行い、史跡公園全域の整備完成をめざす。

2. 事業手法

整備事業（令和3年度～令和9年度）の財源は、市の財源だけではなく、国及び東京都の支援を積極的に得ていく方針とする。

主に史跡指定地とガイダンスゾーンの事業に関しては、短期事業の期間全体にわたって、文化庁の「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」による補助を想定し、各種調査や設計検討・工事実施を推進する。

上記以外の関連事業も本市の財源に加えて、整備事業に関連する国・東京都による補助や支援などについて情報収集に努め、積極的に取入れるようにする。

表9 整備事業スケジュール ※市の財政状況によりスケジュールが変更となる可能性があります

項目	時期区分	短期整備						中期整備(将来計画)		備考
		年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
整備事業 全般	公開 管理運営							部分公開 ※実施・管理運営(暫定)→	開園	
	基本計画 整備基本計画							計画案提出・P.R.	管理・運営	
	発掘調査								次期計画の検討	
	整備委員会 計画策定委員会								必要に応じて検討	
	その他									
	遺跡体験 ゾーン 交流広場 ゾーン	地盤調査※								※対象:ガイダンス 施設予定地
	実施設計 監理									
史跡公園整備設計・工事	工事							実施設計 監理	実施設計 監理	
	実施設計 監理							工事	工事	
	自然ふれあい ゾーン							実施設計 監理	実施設計 監理	
	工事							工事	工事	
	工事							実施設計(建築・外構) ※展示内容の 検討を含む	監理(建築・外構) ※建築審査会等 着手手続き期間含む	
アクセスルート 誘導表示等整備								実施設計(展示)	監理(展示)	
									工事(建築・外構)	
									工事(展示)	
周辺地域・関連事業	市民協働 ワークショップ							サイン設計 誘導サイン設置		
	ボランティア	開催●								
	布田小学校 との連携								組織化・活動開始	
学校教育 生涯学習	学校教育								ボランティア養成	
	生涯学習 市民講座								組織的実施(総合学習)	
									組織的実施	

3. 事業推進体制

現状では、調布市の文化財保護の業務を担う教育委員会（調布市郷土博物館）が、下布田遺跡に関する整備事業全般を担当している。

今後は、庁内関係課と連携体制を整えて、整備事業が円滑かつ的確に推進できるよう、情報共有と各事案の検討を行い、課題の解決に取り組むものとする。

加えて、国指定史跡の整備事業を適切に推進するにあたり、史跡公園の利活用に関わる市民代表や、専門的な技術指導をいただく有識者等で構成される、（仮称）整備委員会を設置する。

史跡公園整備事業の役割分担（案）

- ・郷土博物館が整備事業全般を担う。
- ・設計・工事に関する事業は担当部署に依頼して発注、整備工事を推進する。

全般（総括） : 調布市教育委員会（郷土博物館）

業務内容 : 整備委員会運営（郷土博物館）

調査・測量委託の発注（郷土博物館）

設計・工事発注（庁内調整中）

各種許認可手続き、市民連携事業、国や都との調整等（郷土博物館）